

2026年6月12日

受益者の皆様へ

SBIアセットマネジメント株式会社

**「SBI米国小型成長株ファンド(愛称:グレート・スモール)」
信託終了(繰上償還)予定のお知らせ**

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、平素より弊社の投資信託に格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、このたび「SBI米国小型成長株ファンド(愛称:グレート・スモール)」(以下「本ファンド」といいます。)につきまして、下記のとおり信託を終了(繰上償還)する予定でございますので、お知らせ致します。

この繰上償還につきましては、投資信託及び投資法人に関する法律及び信託約款の規定にしたがい、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)の成立が必要となります。

つきましては、本書面及び別紙の「書面決議参考書類」をご覧のうえ、繰上償還に関する決議の賛否及び必要事項を、同封の「議決権行使書面」にご記入いただき、弊社までご郵送くださいますようお願い申し上げます。

**なお、本ファンドの繰上償還に賛成いただける場合には、特に必要なお手続きはございません。
(「議決権行使書面」をご返送いただかない場合は、賛成いただいたものとみなします。)**

敬具

記

1. 繰上償還の理由

本ファンドは、2019年11月29日に設定されましたが、2026年4月30日現在、信託財産は約12億円であり、今後、本ファンドの信託財産の大幅な増加は見込み難く、効率的な運用の継続が難しくなりつつあります。また、繰上償還条項の条件である受益権口数10億口を下回る状態が続いていることから、弊社といたしましては、このまま運用を継続するよりも繰上償還を選択することが受益者にとって有利であると判断いたしました。

2. 手続き及び日程

| | |
|----------------|----------------------------------|
| ①受益者の確定日 | 2026年6月12日(金) |
| ②書面による議決権の行使期限 | 2026年7月14日(火)弊社到着分までを有効とします。 |
| ③書面による決議の日 | 2026年7月15日(水) |
| ④信託終了日(予定) | 2026年8月21日(金) |
| ⑤償還金支払日(予定) | 原則として2026年8月24日(月)までにお支払いを開始します。 |

※本議案の議決権を行使できる受益者は、2026年6月12日(金)現在の本ファンドの受益者(2026年6月10日(水)の申込締切時間までに取得の申込みをされた方を含む。)です。

※繰上償還が決定した場合、本ファンドの取得申込みは2026年7月16日(木)まで、また換金申込みは2026年8月19日(水)までとなります。ただし、販売会社によっては申込受付最終日より前に、取得及び換金の申込受付を中止する場合があります。

3. 書面決議における議決権の行使方法

議決権の行使は、同封の「議決権行使書面」に必要事項をご記入の上、2026年7月14日(火)必着で、同封の返信用封筒にて弊社までご郵送いただくことにより行われます。

なお、議決権を行使されない場合(議決権行使書面を返送されない場合)は、信託約款の規定に基づき賛成されたものとみなされます。したがって、この信託終了(繰上償還)に賛成いただける場合は、ご返送いただく必要はございません。

[議決権の取扱いについてのご注意事項]

- ・本議案についての賛・否欄に記載がない場合は、賛成されたものとさせていただきます。
- ・受益者の方が本信託終了について、重複して議決権を行使された場合で、議決権の行使の内容が異なる場合は、全ての議決権が無効となりますのでご了承ください。
- ・ご提供頂いた個人情報、当該議決権行使に係る手続きを目的とするもので、その範囲を超えて使用することはありません。

4. 書面決議の結果

(1) **本議案が可決された場合**(賛成する受益者の受益権の合計口数が、受益者確定日現在の受益権の総口数の3分の2以上である場合)

⇒ 本ファンドは、2026年8月21日(金)に信託終了(繰上償還)となります。

(2) **本議案が否決となった場合**(賛成する受益者の受益権の合計口数が、受益者確定日現在の受益権の総口数の3分の2未満である場合)

⇒ 信託終了(繰上償還)は行いません。

※書面決議の結果は、2026年7月15日以降弊社ホームページ等でお知らせいたします。

繰上償還が決定した場合、償還準備のため速やかに組入資産の売却を行い、資金化を図ってまいります。組入資産売却完了後の本ファンドの基準価額は、ほとんど変動しない状況になりますので、ご注意ください。

5. ご換金のお手続きについて

本ファンドは、議決権の行使期間中及び書面決議後も、通常通り換金のお申込みを受け付けているため、繰上償還に反対された受益者による受益権の買取請求は行いません。繰上償還が決定した場合、ご換金のお申込み受付は2026年8月19日(水)までとなります。(ただし、販売会社によっては申込受付最終日より前に、換金の申込受付を中止する場合があります。)

また、信託終了(繰上償還)が決定し信託終了日まで本ファンドを保有された場合は、償還金としてお受取りいただくこととなります。償還価額は、2026年8月21日(金)に算出されます。

【ご留意いただきたい事項】

今後、受益者の皆様のご換金により運用資産が更に減少し、ポートフォリオを維持することが著しく困難な状況になった場合には、「信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合」として、書面決議を経ずに速やかに償還することがあります。

お問い合わせ先

SBIアセットマネジメント株式会社

ホームページ <https://www.sbiam.co.jp/>

電話番号:03-6229-0097(受付時間:営業日の午前9時~午後5時)

※お客様の口座内容等に関するご照会は、お申込みされました販売会社にお問い合わせください。

以上